

## 第26回南幌町農業委員会総会議事録

令和4年7月20日（水）午前9時00分より、役場各種委員会室において第26回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	白	倉	和	英
2	番	立	川	久	彦
3	番	久	保	正	彦
4	番	江	郷		弘
5	番	南		則	之
6	番	青	木	義	春
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂田	雄一	郎
9	番	上	野	勇	樹
10	番	山	田		浩
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者



議長 これより、第26回南幌町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席者は12名でございます。  
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。10番 山田 委員、11番 背尾 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。お諮りいたします。

第26回南幌町農業委員会総会は、7月20日 本日1日限り  
といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第26回南幌町農業委員会総会  
は、7月20日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和4年6月28日、第25回農業委員会総会を開催した。  
7月1日、治水感謝式に会長出席した。  
7月14日、利用調整会議が開催され、関係委員出席した。  
以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

---

議長 日程第4 報告第1号 農地の使用貸借の解除についてを議題  
といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農地の使用貸借の解除について。  
このことについて、農地使用貸借の解除した旨の通知があったので報告する。  
令和4年7月20日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農地の使用貸借の解除につきましては、2件でございます。  
1件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。賃借人が、空知郡南幌町南〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。  
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で42,449㎡他計17筆ございまして、318,972㎡となり、使用貸借の解約日は、令和4年7月〇〇日でございます。  
2件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。賃借人が、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。  
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、畑で3,691㎡他計7筆ございまして、89,951㎡となり、使用貸借の解約日は、令和4年7月〇〇日でございます。  
以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農地の使用貸借の解除については報告済みといたします。

---

議長 日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、

賃貸借の合意解約した旨の通知があったので可否について意見を求める。

令和4年7月20日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、2件でございます。

1件目の賃貸人は、〇〇〇〇〇〇〇。賃借人が、空知郡南幌町南〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で17㎡他計8筆ございまして109,719㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和4年7月〇〇日でございます。

2件目の賃貸人は、〇〇〇〇〇〇〇。賃借人が、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1,709㎡他計12筆ございまして78,388㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和4年7月〇〇日でございます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について。  
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。  
令和4年7月20日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が2件、利用権の設定が5件でございます。初めに、所有権移転を説明いたします。

整理番号4の7の1の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で4,560㎡他計4筆ございまして54,133㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号4の7の2の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で17,424㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

次に利用権の設定、整理番号4の7の1の借り手は、空知郡南幌町南〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で42,449㎡他計19筆ございまして404,479㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇〇年7月20日までの〇年間となります。

整理番号4の7の2の借り手は、空知郡南幌町南〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で9,823㎡他計3筆ございまして87,318㎡となります。

利用権の期間ですが、令和〇〇年7月20日までの〇〇年間となります。

整理番号4の7の3の借り手は、空知郡南幌町南〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。

土地につきまして、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で22,274㎡他計11筆ございまして291,420㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇〇年7月20日までの〇〇年間となります。

整理番号4の7の4の借り手は、空知郡南幌町南〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇。

土地につきまして、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇〇、田で17㎡他計8筆ございまして109,719㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年〇〇月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号4の7の5の借り手は、空知郡南幌町南〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇。

土地につきまして、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1,709㎡他計12筆ございまして78,388㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第2号 農用地利用集積計画の決定については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議長 **日程第7** 議案第3号 下限面積（別段の面積）の設定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 下限面積（別段の面積）の設定について。  
農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得における今年度の下限面積（別段面積）の設定については、以下のとおり提案するので、審議願ひ議決を求めます。

令和4年7月20日提出。南幌町農業委員会会長名。

（1）農地法施行規則第17条第1項の適用について。方針  
現行の下限面積（別段の面積）2ヘクタールの変更は行わない。  
理由、農地台帳で、町内の農家でヘクタール以上の農地を耕作している農家が全農家数の95%以上であるため。

（2）農地法施行規則第17条第2項の適用について。方針、  
現行の下限面積（別段の面積）2ヘクタールの変更は行わない。  
理由、町内に耕作放棄地がないため。

事務局 議案第3号について説明いたします。

下限面積（別段面積）の設定について、農地法では農地を所有する下限面積を北海道では2ヘクタール以上と規定されていますが、その設定基準を引き下げるかどうかについて毎年総会で決定しております。

別段の面積の設定基準として2つの項目がありまして、農地法施行規則第17条第1項の地域の平均的な経営面積から地域の実情に合わない場合は2ヘクタールから引き下げることができます。

本町の場合、農業者の経営規模は2ヘクタール以上耕作している方が95%を超えていることから変更を行わないとするもので

す。農地法施行規則第17条第2項につきましては、遊休農地解消のため新規就農者を推進しなければならない場合、下限面積を引き下げることができます。本町では耕作放棄地がありませんので、変更は行わないものです。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第3号 下限面積(別段の面積)の設定については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第26回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第26回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午前9時12分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

1 0 番

1 1 番